

# 令和元年度ふぐ処理師試験案内

奈良県

## 〔1〕試験の種別、日時及び場所

学科試験 ・ふぐに関する衛生法規 ・ふぐに関する食品衛生学	日時	令和元年11月28日(木) 午前10時30分～11時30分 (集合時間 午前10時15分)
	場所	奈良調理短期大学校(若羽調理専門学校) 奈良市西木辻町191-2
実地試験 ・ふぐの種類と臓器の鑑別 ・ふぐの処理	日時	令和元年11月28日(木) 午後1時～午後5時の間 (受験番号によって試験時間が異なります。 当日、学科試験の前に試験時間を指定します。)
	場所	奈良調理短期大学校(若羽調理専門学校) 奈良市西木辻町191-2

## 〔2〕受験資格(次のA～Dのいずれかに該当すること)

- A：ふぐ処理施設で、ふぐ処理師の指導の下に、ふぐの処理に従事した経験年数が1年以上ある者。  
B：調理師法(昭和33年法律第147号)第3条第1号に規定する調理師養成施設において、ふぐ処理に関する基準に適合する課程を修了した者。  
C：都道府県知事等が行うふぐ処理実技を伴う講習会を受講した者で、かつ1シーズン(3カ月以上)の処理経験を有する者。  
D：職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第24条に規定する職業訓練施設において、ふぐの販売及びふぐ処理師に関する条例施行規則第8条「調理師養成施設に於けるふぐの処理に関する基準」に適合する課程を修了した者。

## 〔3〕願書受付期間・受付場所

期 間	場 所		
令和元年 10月15日(火)から 10月21日(月)まで (土日を除く)	○受験資格Aの方 ・奈良県内の施設でふぐの処理に従事している方は、その施設の所在地を管轄する保健所(下表のとおり) ・県外の施設でふぐの処理に従事している方は、受験者の住所地を管轄する保健所(下表のとおり) ・上記2つに該当しない方は、県庁3階消費・生活安全課にて受け付けます。 ○受験資格B、C、Dの方 ・県庁3階消費・生活安全課にて受け付けます。		
	受付課	所在地及び電話番号	管轄区域
午前9時から 午後4時まで	郡山保健所 衛生課	大和郡山市満願寺町60-1 電話：0743-51-0192	大和郡山市、天理市、 生駒市、山辺郡、生駒郡
	中和保健所 食品衛生課	橿原市常盤町605-5 電話：0744-48-3031・3032	大和高田市、橿原市、 桜井市、御所市、香芝市、 葛城市、宇陀市、磯城郡、 宇陀郡、高市郡、北葛城郡
※郵送による出願は 認めません。	吉野保健所 衛生課	吉野郡下市町新住15-3 電話：0747-64-8131	吉野郡吉野町、大淀町、 下市町、黒滝村、天川村、 下北山村、上北山村、 川上村、東吉野村
	内吉野保健所 地域生活課	五條市本町3-1-13 電話：0747-22-3051	五條市、吉野郡野迫川村、 十津川村
	奈良市健康医療部保健所 保健衛生課	奈良市三条本町13-1 電話：0742-93-8395	奈良市
	県庁3階 消費・生活安全課	奈良市登大路町30 電話：0742-27-8681	——

## 〔4〕合格発表

令和元年12月12日(木)午前10時から、合格者の受験番号を県庁前掲示場及び願書を受け付けた保健所に掲示するとともに、本人に合格通知書を郵送します。掲示期間は1か月です。

希望者には、当試験の得点を令和元年12月12日(木)から令和2年1月15日(水)の期間に、本人のみに開示します。開示場所は、県庁3階消費・生活安全課です。必ず受験票をご持参ください。(開庁日を除く)

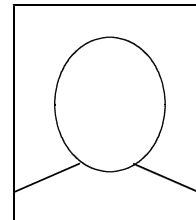
**[5] 出願に必要な書類**

	書類名	備考	受験資格			
			A	B	C	D
1	受験願書	所定の様式を使用してください。	○	○	○	○
2	履歴書	所定の様式を使用してください。	○	○	○	○
3	ふぐ処理業務従事証明書	証明者は、ふぐ処理施設の営業許可を受けている事業主の方です。受験者と証明者が二親等以内の場合は、食品衛生協会等所属団体の長又は同業者（ふぐ処理施設の業者）の証明を受けてください。 奈良県外の施設で営業許可番号等がわからない場合は、営業許可証の写しを添付してください。	○		○	
4	修了証 (原本とコピー両方)	養成施設等で、基準に適合する課程を修了したことを証明してもらってください。 科目名及び時間数が入ったものがが必要です。		○		○
5	講習会の受講済証 (原本とコピー両方)	都道府県知事が行った、ふぐの処理（実技）を伴う講習会の受講済証です。実技を伴わないものは認められません。			○	
6	写真 2枚 (おおよそ右下の大きさ)	縦3cm×横2.5cm、出願前3か月以内に撮影した正面上半身、無帽、無背景のもの。裏面に氏名及び撮影年月日を記入してください。	○	○	○	○
7	受験料 6,300円	奈良県収入証紙で納めてください。 保健所内販売所、南都銀行本支店・出張所（一部支店・出張所を除く）及び県庁1階奈良県職員互助会事務局（総務厚生センター西執務室内）などで販売しています。	○	○	○	○

※ 例外として平成26年度以降に奈良県が実施したふぐ処理師試験の受験票（受験当初から5年以内）を願書受付時に提出した場合に限り、2及び3、4、5の書類を提出する必要はありません。ただし、受験票に記載されている氏名と現在の氏名が異なる場合は、戸籍抄本などの持参が必要です。

**[6] 試験当日に持ってくるもの**

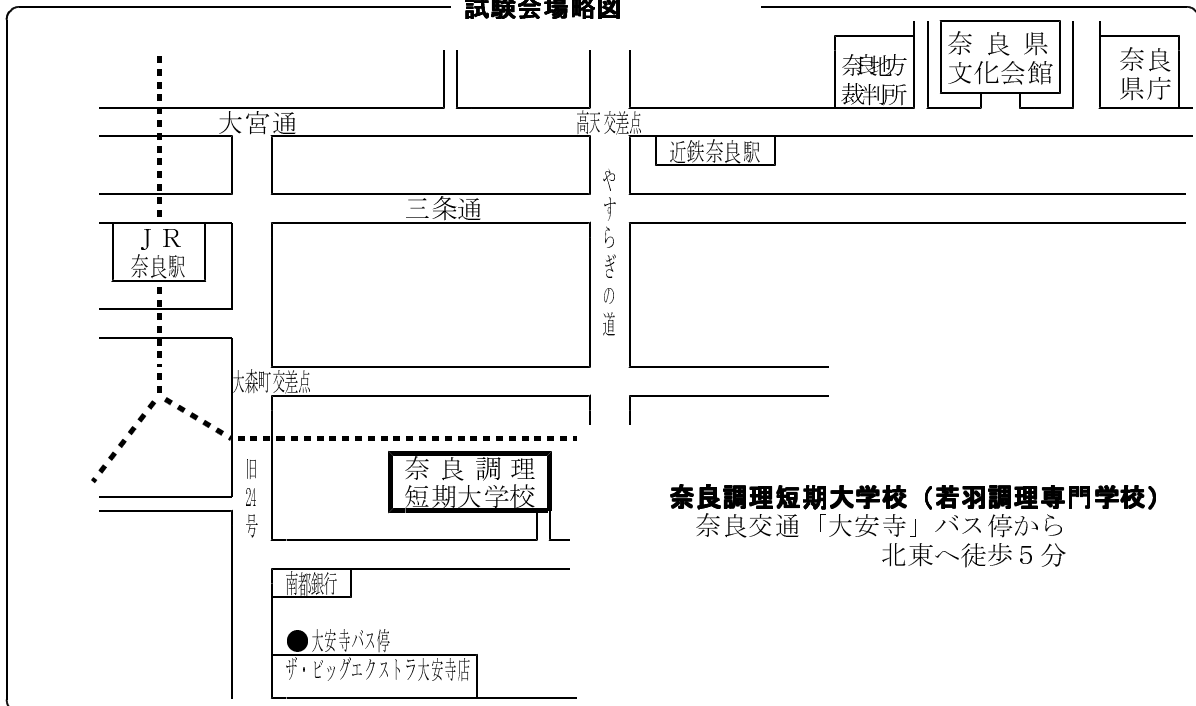
学科試験	・受験票 ・筆記用具(鉛筆、消しゴム)
実地試験	・受験票 ・包丁 ・ふきん数枚 ・白衣、まえかけ、帽子など調理にふさわしい服装 ・1kg程度のトラフグまたはカラスフグ1尾



**[7] その他**

1. 試験会場に駐車場はありません。公共交通機関等を利用してください。
2. 実地試験に必要なふぐは、受験者が準備し、持参してください。
3. 実地試験に使用したふぐの身以外のもの（皮、精巢（しらこ）、カマ等）を持ち帰ることはできません。
4. その他不明な点は、各受付課へ照会してください。

**試験会場略図**



奈良県収入証紙 6,300円	確認者印	
3,000円 (5,000円)	3,000円 (1,000円)	300円

受験番号
------

## ふぐ処理師試験受験願書

令和 年 月 日

奈良県知事 殿

(ふりがな)  
氏 名 \_\_\_\_\_

住 所 〒 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

生年月日 昭和・平成 年 月 日

現在ふぐの処理に 従事している施設	名 称	
	所在地	

ふぐ処理師試験を受けたいので、ふぐの販売及びふぐ処理師に関する  
条例施行規則（昭和53年3月奈良県規則第52号）第10条の規定に  
より関係書類を添えて、申し込みます。

### [記入に際しての注意事項]

- (1) かい書でていねいに書いてください。
- (2) 氏名、生年月日は戸籍のとおり、正確に記入してください。
- (3) 住所が会社の中やマンション・アパート、他人と同居などの場合は、必ず「号棟番号」「部屋番号」「〇〇内」「〇〇方」まで正確に書いてください。

### [必要な添付書類]

- (1) 履 歴 書（別紙様式）
- (2) ふぐの販売及びふぐ処理師に関する条例（昭和53年3月奈良県条例第28号）  
第8条各号のいずれかに該当する者であることを証明する書類
- (3) 写 真 2枚（出願前3カ月以内に撮影された縦3cm、横2.5cmの無帽、無  
背景かつ正面上半身のもので裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）
- (4) 受験料 奈良県収入証紙 6,300円 **（注）収入印紙ではありません。**

# 履 歴 書

住 所

氏 名

生年月日

昭和・平成

年

月

日

## 職 歴 (ふぐ処理施設での勤務歴のみ)

勤 務 先	在 職 期 間	業 務 内 容 (具 体 的 に)
現在(最終) 名 称  所在地	年 月から  年 月まで  年 カ月間	
その前 名 称  所在地	年 月から  年 月まで  年 カ月間	
その前 名 称  所在地	年 月から  年 月まで  年 カ月間	

# ふぐ処理業務従事証明書

## 1. 従事者（受験者）

(1) 住 所

(2) 氏 名

(3) 生年月日 〇〇・〇〇 年 月 日

## 2. ふぐ処理業務従事施設

**(注)保健所等の行政機関に登録された丸ふぐの処理施設であること。**

(1) 所 在 地

(2) 屋 号

(3) 営業者氏名

(4) 営業の種類（該当する記号に○印） a. 飲食店 b. 魚介類販売業

\*施設の所在地が奈良県以外の場合は、記入すること。

許可(届出)保健所名 保健所

許可(受理)日・番号 〇〇・〇〇・〇〇 年 月 日・第 号

## 3. ふぐ処理業務従事期間

〇〇・〇〇・〇〇 年 月 日 から 〇〇・〇〇・〇〇 年 月 日 まで  
(現在に至る)

上記のとおり、ふぐ処理を業務として従事していた（いる）ことを証明します。

令和 年 月 日

証明者 { 住 所  
氏 名

印

※同業者が証明する場合は、証明者の営業許可内容について以下に記入してください。

屋号 \_\_\_\_\_ 許可(届出)保健所名 \_\_\_\_\_ 保健所

許可(受理)日 〇〇・〇〇・〇〇 年 月 日 許可(受理)番号 第 \_\_\_\_\_ 号

- \*証明者は、原則として施設の経営者(法人の場合は代表権者)であること。従事者(受験者)と証明者が二親等以内の場合は、食品衛生協会等所属団体の長又は同業者(ふぐ処理施設の営業者)の証明を受けること。
- \*法人の場合は、代表取締役または理事長の職印(法務局に登録してある印)を用いること。
- \*訂正は、二重線で見え消しし、証明印と同じ印を訂正印として使用すること。